

Ⅲ 紹 介 Ⅲ

「会社法制の見直しに関する中間試案」に対する 山口大学経済学部商法担当教官の意見」について

吉 川 信 將
中 村 美 紀 子

平成17年に商法典から独立し、有限会社法等も統合する形で現行「会社法」が制定されてから早くも6年以上が経過した。積み残された課題もあった反面、現代語化、有限会社と株式会社の株式会社への一本化、機関の組み合わせの多様化、多彩な種類株式の導入等旧来の制度の大幅な見直しが行われたばかりではなく、細部における規定の文言の変更も数多く行われた結果、様々な事項に関して議論が生じることとなった。法制審議会会社法制部会では、平成22年4月から、会社法制の見直しを進め、そこで取りまとめられた「会社法制の見直しに関する中間試案」（以下、「中間試案」という。）が、平成23年12月14日から平成24年1月31日までを意見の募集期間として法務省からパブリック・コメントの手続に付された。これに呼応して、我々山口大学経済学部商法担当教官も中間試案に対する「意見」を集約のうえ「「会社法制の見直しに関する中間試案」に対する山口大学経済学部商法担当教官の意見」（以下、「山口大学の意見」という。）として法務省に提出した。本稿は、山口経済学雑誌の誌面を借りて我々の考え方を公にするものである。意見募集期間が短期間であったこともあり、議論を尽くし切れていない感もあるが、我々の意見が今後の会社法制の見直しにいささかでも寄与できれば望外の幸いである。

以下では、「山口大学の意見」には記載しなかった中間試案の案文についても、案文自体またはその概要を合わせて掲載することにより、中間試案、それに対する我々の「意見」及び「理由」が対比しやすくなるよう体裁を変更している。なお、「山口大学の意見」においては、中間試案のうち、特に反対する理由もないと考えられた事項については「意見」を述べるだけに留める形とし、中間試案の（注）のうち、今後の課題を掲げるものについては今回の検討対象からは除外している。

第1部 企業統治の在り方**第1 取締役会の監督機能****1 社外取締役の選任の義務付け**

【A案】監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）において、1人以上の社外取締役の選任を義務付けるものとする。

【B案】金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない株式会社において、1人以上の社外取締役の選任を義務付けるものとする。

【C案】現行法の規律を見直さないものとする。

[意見] A案を支持する。

[理由] 企業不祥事を引き起こすのは一握りの企業に過ぎず、大多数の企業ではこれまでの統治機構によって十分なガバナンスが達成されているという見解は魅力的ではあったが、損失隠し・特別背任そしてカルテルといった大型不祥事が業界トップクラスの企業によって次々に引き起こされると、説得力に欠けるものとなったことは否めない。逆に、これらの不祥事は氷山の一角に過ぎず、日本企業においては統治機構の更なる改善が不可欠であるという見解に従って会社法制を見直した方が無難なものと思われる。

株主・投資家の保護のみならず、会社債権者の保護をも考慮した場合に、会社債権者が多数存在する非上場の大規模な会社が社外取締役の選任の義務付けの対象となるB案では不十分である。

社外取締役の担い手不足という論調を目にすることもあるが、各社1名の社外取締役の選任に過ぎないため杞憂であろう。日本の各企業は他社で社外取締役を務めることが可能であろう有能な人材を多数抱えているだけでなく、司法試験合格者や公認会計士試験合格者といった素養のある社外取締役予備軍の層も近時拡大し続けている。なお、将来的には社外取締役を複数選任することを義務付け、社外取締役が意見を交換し合ったり、臆することなく発言したりすることができる環境を整えることにより、その選任を義務付けた効果が十分発揮されるようにすることが望まれる。

また、社外取締役の選任の義務付けに関しては、企業側から負担が増すととの反論が予想される。社外取締役を選任した株式会社に対しては法人税を優遇するなどの措置を他の省庁と連携してとることができれば、企業側の抵抗感を和らげることができるのではなかろうか。

2 監査・監督委員会設置会社制度

(概要) 定款の定めにより、取締役会設置会社（委員会設置会社を除く）では、取締役3人以上の委員で組織され、かつその過半数が社外取締役である監査・監督委員会を設置できるものとする。同委員会及びその委員は委員会設置会社の監査委員会及び監査委員と同様の権限を有する。

[意見] 監査・監督委員会設置会社制度の創設そのものに反対する。

[理由] 「委員会設置会社」は、コーポレート・ガバナンスの強化に資するといわれながらも、その採用は各社の任意とされた結果、採用した会社は僅少であった。ここで一定の要件に合致する会社には委員会設置会社化を強制するというのであればドラスティックではあるが納得できる。そうではなくて、委員会設置会社の機能の一部を抜き出したような制度を会社の任意で採用できるとすることにどれだけ意義が認められるのであろうか。また、この制度を設けても採用する会社はそう多くはならないものと思われる。会社法における機関の組み合わせの複雑さに拍車をかけることも難点である。

3 社外取締役及び社外監査役に関する規律

(1) 社外取締役等の要件における親会社の関係者等の取扱い

【A案】① 社外取締役の要件（会社法第2条第15号）を次のとおり見直すものとする。

ア 社外取締役の要件に、株式会社の親会社の取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないものであることを追加するものとする。

イ 社外取締役の要件に、株式会社の取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人の配偶者又は2親等内の血族若しくは姻族でないものであることを追加するものとする。

② 社外監査役の要件（会社法第2条第16号）を次のとおり見直すものとする。

ア 社外監査役の要件に、株式会社の親会社の取締役、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないものであることを追加するものとする。

イ 社外監査役の要件に、株式会社の取締役又は支配人その他の使用人の配偶者又は2親等内の血族若しくは姻族でないものであることを追

加するものとする。

(注1)及び(注2) -省略-

【B案】現行法の規律を見直さないものとする。

[意見] A案を支持する。

[理由] 親会社の関係者や会社関係者の肉親は、当該会社の経営者からの「独立性」が欠けるおそれがあることは否定できず、社外取締役等としてふさわしくない。どうしてもかような関係にある者を選任したければ、社外取締役ではない取締役、社外監査役ではない監査役として選任することも可能なはずである。なお、この要件の厳格化は、上記Iの「社外取締役の選任の義務付け」とセットで実行すべきである。社外取締役等の要件が厳格化された結果、社外取締役等を選任する会社が減少することになったのでは意味がないからである。

(2) 社外取締役等の要件に係る対象期間の限定

(1)のA案のような見直しをすることとする場合には、社外取締役の要件について、社外取締役として就任する前の全期間ではなく、就任する前10年間における株式会社等との関係(就任する前10年間株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものであること。)によるものとする。社外監査役の要件についても、同様の見直しをする(就任する前10年間株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものであることとする。)ものとする。

(注) -省略-

[意見] 対象期間の限定には疑義がある。

[理由] 対象期間を10年に限定しないと人材不足に陥り、社外取締役等の制度が機能なくなるという明確なデータは存在しないと思われる。限定しない方がより当該取締役等の「社外性」が高まるうえ、規定もシンプルで分かりやすいものになる。

(3) 取締役及び監査役の実任の一部免除

(1)のA案のような見直しをすることとする場合には、次のとおりの見直しをするものとする。

- ① 会社法第427条第1項に定める契約(責任限定契約)を締結することができる取締役及び監査役は、次のとおりとするものとする。

- ア 取締役のうち、株式会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないもの
- イ 全ての監査役
- ② ①アの取締役に係る最低責任限度額（会社法第425条第1項）の算定に際して、職務執行の対価として受ける財産上の利益の額に乘ずべき数は、「2」とするものとする（同項第1号ハ参照）。

[意見] 試案に賛成する。

第2 監査役の監査機能

1 会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等の決定

- 【A案】 監査役（監査役会設置会社にあつては、監査役会）及び監査委員会は、会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等についての決定権を有するものとする。
- 【B案】 監査役（監査役会設置会社にあつては、監査役会）及び監査委員会は、会計監査人の選解任等に関する議案等についての決定権及びその報酬等についての同意権を有するものとする。
- 【C案】 現行法の規律を見直さないものとする。

[意見] 消極的ではあるがA案を支持する。

[理由] 監査役が会計監査人の選解任について主導的な役割を果たすものとしても、監査役の選解任において主導的な役割を取締役が握っている限り、会計監査人の取締役からの独立性を確保するのは容易ではない。究極的には、国又は中立的な第三者機関が会計監査人を選任し、監査に必要な費用を算定して会社側から徴収して会計監査人に支払うというところまで持っていかなければ、会計監査人による監査の実効性を高めることには限界があろう。しかし、現段階で、そこまでの改革は困難であると思われるため、消極的ではあるが、提示案の中では一番会計監査人の取締役からの独立に関して効果的と思われる、A案を支持するものである。

2 監査の実効性を確保するための仕組み

株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、監査を支える体制や監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化を図るとともに、その運用状況の概要等を事業報告の内容（会社法施行規則第118条等）に追加するものとする。

(注) -省略-

[意見] 試案に賛成する。

第3 資金調達の場合における企業統治の在り方

1 支配株主の異動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等

(1) 株主総会の決議の要否

公開会社が、ある引受人（当該公開会社の親会社等を除く。）に募集株式を割り当てることにより、当該引受人が総株主の議決権の過半数を有することとなるような第三者割当てによる募集株式の発行等を行う場合に、株主総会の決議を要するものとするかどうかについては、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】原則として株主総会の普通決議を要するものとする。ただし、取締役会が当該募集株式の発行等による資金調達の必要性、緊急性等を勘案して特に必要と認めるときは、株主総会の決議を省略することができる旨を定款で定めることができるものとし、そのように定めた場合には、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主が一定期間内に異議を述べない限り、当該定款の定めに基づく株主総会の決議の省略が認められるものとする。

【B案】総株主の議決権の4分の1を超える数の議決権を有する株主が一定期間内に当該募集株式の発行等に反対する旨を通知した場合には、株主総会の普通決議を要するものとする。

【C案】現行法の規律を見直さないものとする。

(注1) 及び(注2) -省略-

[意見] A案を支持する。

[理由] 支配株主の異動を伴うような第三者割当てによる募集株式の発行等に関しては、既存株主の利害にかかわるところが大きい。また、A案は、定款に定めることにより緊急の資金需要に対応できるものとなっているうえ、その場合でも総会の決議を求めることが少数株主権として留保されている。

(2) 情報開示の充実

公開会社は、(1)の募集株式の発行等に際しては、払込期日又は払込期間の初日の2週間前までに、株主に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないものとする。当該通知は、公告をもってこれに代えることができるものとする。

① 当該募集株式の発行等により総株主の議決権の過半数を有することとなる

引受人の氏名又は名称及び住所

② 当該募集株式の発行等により当該引受人が有することとなる議決権の数

(注1) -省略-

(注2) 上記と同様の事項が有価証券届出書（金融商品取引法第5条第1項）等の内容として開示されている場合には、株主に対する通知を要しないものとする（会社法第201条第5項参照）。

[意見] 試案に賛成する。

2 株式の併合

(1) 端数となる株式の買取請求

(概要) 株式の併合により株式の数に一株に満たない端数が生ずるときは、反対株主が会社に対して、その有する株式のうち端数となるものを公正な価格で買い取ることを請求することができるものとする。

[意見] 株式買取請求権を付与することには賛成する。会社法上の株式買取請求権の全体構造を見直す好機としていただきたい。

(2) 発行可能株式総数に関する規律

① 株式会社が株式の併合をしようとするときに株主総会の決議によって定めなければならない事項（会社法第180条第2項）に、効力発生日における発行可能株式総数を追加するものとする。

② ①の発行可能株式総数は、株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができないものとする。ただし、株式会社が公開会社でない場合は、この限りでないものとする。

③ 発行可能株式総数についての定款の定めは、効力発生日において、①の株主総会の決議に従って変更されるものとする。

[意見] 試案に賛成する。

3 仮装払込みによる募集株式の発行等

募集株式の発行等に係る払込みの仮装に関与した者の責任を、次のとおり見直すものとする。

① 当該募集株式の引受人は、払込期日又は払込期間の経過後も払込みの義務を負うものとする。

(注) 当該義務は、会社法第847条第1項の責任追及等の訴えの対象とするものとする。

- ② 当該払込みの仮装に関与した取締役又は執行役は、株式会社に対して、連帯して、仮装した払込みの金額に相当する額を支払う義務を負うものとする。ただし、その者（当該払込みの仮装をした取締役又は執行役を除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでないものとする。

(注) 株式会社の設立時における株式の発行に係る払込みが仮装された場合についても、①及び②と同様の規律を設けるものとする。

[意見] 試案に賛成する。なお、②の払込みの仮装に関与した取締役又は執行役が仮装した払込みの金額に相当する額を株式会社に支払った場合に、当該仮装払込みに係る募集株式の株主には誰がなるのかということについて検討が必要であると思われる。

4 新株予約権無償割当てに関する割当通知

新株予約権無償割当てに関する株主及び登録株式質権者への割当通知（会社法第279条第2項）は、新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日後遅滞なく、かつ、新株予約権の行使期間の末日の2週間前までにしなければならないものとする。

[意見] 試案に賛成する。

第2部 親会社に関する規律

第1 親会社株主の保護

1 多重代表訴訟

(概要) 親会社（最終完全親会社に限る）の株主が、子会社の取締役等の責任を追及する訴え（多重代表訴訟）を提起することを認める制度を創設するというのがA案、当該制度を創設しないものとするというのがB案である。

[意見] 基本的にはA案を支持するが、親会社を完全親会社に限定することには疑義がある。

[理由] 若干でも別な株主が入れば完全親会社には該当しない。多重代表訴訟の制度を設けても、完全親会社の場合にしか利用できないとしたのでは、若干の別な株主を入れて完全親会社から外れることにより、多重代表訴訟の対象外に逃げること

ができるため、その趣旨が没却される。

2 親会社による子会社の株式等の譲渡

株式会社は、その子会社の株式の全部又は一部の譲渡をする場合であって、次のいずれにも該当しないときは、当該譲渡がその効力を生ずる日（以下2において「効力発生日」という。）の前日までに、株主総会の特別決議によって、当該譲渡に係る契約の承認を受けなければならないものとする。

- ① 当該譲渡により譲り渡す株式の帳簿価額が当該株式会社の総資産額の5分の1を超えない場合
- ② 効力発生日において、当該株式会社が、当該譲渡により譲り渡した株式を発行する株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合
(注1) 反対株主の株式買取請求制度等についても、事業譲渡等に関する規律に準じて、所要の規定を設けるものとする。
(注2) 子会社が株式会社以外の会社等である場合についても、上記と同様の規律を設けるものとする。

[意見] 試案に賛成する。

第2 子会社少数株主の保護

1 親会社等の責任

株式会社とその親会社との利益が相反する取引によって当該株式会社が不利益を受けた場合における当該親会社の責任に関し、明文の規定を設けるかどうかについては、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】 次のような明文の規定を設けるものとする。

- ① 当該取引により、当該取引がなかったと仮定した場合と比較して当該株式会社が不利益を受けた場合には、当該親会社は、当該株式会社に対して、当該不利益に相当する額を支払う義務を負うものとする。
- ② ①の不利益の有無及び程度は、当該取引の条件のほか、当該株式会社と当該親会社の間における当該取引以外の取引の条件その他一切の事情を考慮して判断されるものとする。
- ③ ①の義務は、当該株式会社の総株主の同意がなければ、免除することができないものとする。
- ④ ①の義務は、会社法第847条第1項の責任追及等の訴えの対象とする

ものとする。

(注) その有する議決権の割合等に鑑み、親会社と同等の影響力を有すると考えられる自然人の責任についても、①から④までと同様の規定を設けるものとする。

【B案】明文の規定は、設けないものとする。

[意見] A案を支持する。

2 情報開示の充実

個別注記表又は附属明細書に表示された株式会社とその親会社等との間の取引について、監査報告等による情報開示に関する規定の充実を図るものとする。

[意見] 試案に賛成する。

第3 キャッシュ・アウト

1 特別支配株主による株式売渡請求等

(概要) 株式会社の総株主の議決権の10分の9以上を有する「特別支配株主」は、当該会社の他の全株主・新株予約権者に対し、その有する株式・新株予約権の全部を自己に売り渡すよう請求できるものとする。

[意見] 試案に賛成する。

2 全部取得条項付種類株式の取得に関する規律

(1) 情報開示の充実

(概要) 全部取得条項付種類株式を取得する株式会社に対し、事前・事後の一定期間、必要事項を記載・記録した書面・電磁的記録を本店に備え置くことを義務付けるとともに、その株主等は当該書面・電磁的記録の閲覧等を請求することができるものとする。

[意見] 試案に賛成する。

(2) 取得の価格の決定の申立てに関する規律

① 全部取得条項付種類株式を取得しようとする株式会社は、取得日の20日前までに、全部取得条項付種類株式の株主に対し、全部取得条項付種類株式を取得する旨を通知しなければならないものとする。当該通知は、公告をもってこれに代えることができるものとする。

② 全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立ては、取得日の20日前

の日から取得日の前日までの間にしなければならないものとする。

- ③ ②の申立てをした株主に対しては、株主総会の決議によって定められた取得対価は交付されない旨の明文の規定を設けるものとする。

[意見] 試案に賛成する。

3 その他の事項

株主総会等の決議の取消しにより株主となる者も当該決議の取消しの訴えを提起することができる旨の明文の規定を設けるものとする。

(注) -省略-

[意見] 試案に賛成する。

第4 組織再編における株式買取請求等

1 買取口座の創設

(概要) 組織再編時の株式買取請求に備えるため、消滅株式会社等・存続株式会社等であって、振替株式を発行しているものには、株式買取請求に係る振替株式の振替を行うための買取口座を開設させ、株式買取請求をする反対株主には、当該請求と同時に、当該請求に係る振替株式について、買取口座を振替先口座とする振替の申請を義務付ける。

存続株式会社等、吸収分割株式会社又は新設分割株式会社は、反対株主に対して株式買取請求に係る振替株式の代金を支払うまでは、当該振替株式について、自己の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができず、消滅株式会社等(吸収分割株式会社及び新設分割株式会社を除く。)は、当該組織再編の効力発生日までは、株式買取請求に係る振替株式について、自己の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができないものとする。

[意見] 試案に賛成する。

2 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度

組織再編において株式買取請求があった場合には、会社は、反対株主に対し、株式の価格の決定がされる前に、会社が公正な価格と認める額を支払うことができるものとする。

(注1) 会社法第786条第4項等の規定にかかわらず、会社は、上記による支払をした場合には、当該支払をした額に対する当該支払後の利息を支払う義務を負わない

ものとする。

(注2) 種類株式に係る定款変更等における株式買取請求、全部取得条項付種類株式の取得に係る価格決定の申立て及び事業譲渡等における株式買取請求についても、同様の規律を設けるものとする。

(注3) 新株予約権買取請求についても、同様の規律を設けるものとする。

(注4) -省略-

[意見] 規定を設けることには疑義がある。

[理由] 実務において利息の支払いを免れるために、仮払いが行われており、それがうまく機能しているのであれば、それに委ねておくのも一考であろう。会社法上規定を設けるとした場合、万一仮払いで払いすぎた場合の差額の返金をどうするか、その場合、利息をどうするのかといった細かい点の検討も必要となる。

そもそもこれだけ低金利の時代が継続している中、法定利率が高すぎるのが問題であり、法定利率の見直しを進めた方が問題の解決につながると思われる。

3 簡易組織再編等における株式買取請求

存続株式会社等において簡易組織再編の要件を満たす場合（会社法第796条第3項）及び譲受会社において簡易事業譲渡の要件を満たす場合（同法第468条第2項）には、反対株主は、株式買取請求権を有しないものとする。

(後注) -省略-

[意見] 試案に反対する。

[理由] 簡易組織再編等においては、株主総会の決議が不要であるため、反対株主は反対の意思を表明する機会さえ持たない。しかし、会社のとある事業に関心を有していたため株主になっていたが、当該事業が簡易分割により設立会社に承継されるというような場合には、反対株主に株式買取請求権を行使して分割会社から退出する権利が認められてもよいのではなかろうか。

第5 組織再編等の差止請求

略式組織再編に加えて、それ以外の組織再編（簡易組織再編の要件を満たす場合を除く。）についても、株主が当該組織再編をやめることを請求することができる旨の明文の規定を設けるかどうかについては、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】当該組織再編が法令又は定款に違反する場合であって、消滅株式会社等

の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社等の株主は、消滅株式会社等に対し、当該組織再編をやめることを請求することができるものとする。存続株式会社等についても、同様の規律を設けるものとする。

(注1) -省略-

(注2) 全部取得条項付種類株式の取得、株式の併合及び事業譲渡等についても、同様の規律を設けるものとする。

【B案】明文の規定は、設けないものとする。

[意見] A案に賛成する。

[理由] 略式組織再編以外の組織再編にあたり、株主が差止を請求できるか争いがあるうえ、組織再編の効力発生後にその効力を否定すると法律関係が複雑化するため、差止請求制度を明文化するのが合理的である。A案であれば、組織再編への萎縮効果や差止請求の濫用もあまり問題にならないものと思われる。

第6 会社分割等における債権者の保護

1 詐害的な会社分割における債権者の保護

① 吸収分割会社又は新設分割会社（以下第6において「分割会社」という。）が、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社（以下第6において「承継会社等」という。）に承継されない債務の債権者（以下「残存債権者」という。）を害することを知らずして会社分割をした場合には、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるものとする。ただし、吸収分割の場合であって、吸収分割承継会社が吸収分割の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでないものとする。

(注) 株式会社である分割会社が吸収分割の効力が生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日に全部取得条項付種類株式の取得又は剰余金の配当（取得対価又は配当財産が承継会社等の株式又は持分のみであるものに限る。）をする場合（会社法第758条第8号等）には、上記の規律を適用しないものとする。

② 残存債権者が、分割会社が①の会社分割をしたことを知った時から2年以内に①による請求又はその予告をしない場合には、①による請求をする権利は、当該期間を経過した時に消滅するものとする。会社分割の効力が生じた時から20年を経過したときも、同様とするものとする。

(注) 事業譲渡についても、①及び②と同様の規律を設けるものとする。

[意見] ①の残存債権者の保護をはかるという試案の基本的考え方には賛成である。しかし、事後的な救済制度に留める点には疑義がある。また、②の消滅時効にかかる期間が会社分割の効力が生じた時から20年とする点に反対する。

[理由] 詐害的な会社分割により残存債権者が損害を被る事例が頻発し、詐害行為取消権、否認権、商号統用会社の責任、法人格否認の法理を駆使してその解決が図られてきた。その解決策を会社法に設けることには賛成である。しかし、そもそもかかる問題が生じたのは、会社法が会社分割の入り口を甘くしたことが原因ではなからうか。残存債権者も事前の債権者保護手続の枠組みの中で保護するのが望ましい。かような意見に対しては、会社分割の迅速性が失われるという反論もあろうが、債権者に損害を与えてまでも、会社分割の迅速化をはかり、経営者等の利益を保護すべき理由はない。

仮に、試案が掲げる①のような規定を設ける場合であっても、②に掲げられている、消滅時効にかかる期間を会社分割の効力が生じた時から20年とする点には反対する。利害関係者が多数にのぼる可能性がある会社に関するものとしてはあまりにも長すぎよう。会社法独自の規定を設けるとしながらも民法の詐害行為取消権の期間の制限に関する規定（民法426条）に引きずられすぎではなからうか。

2 不法行為債権者の保護

会社分割について異議を述べる事ができる債権者のうち、不法行為によって生じた分割会社の債務の債権者であって、分割会社に知れていないものの保護について、次のとおりの見直しをするものとする。

- ① 当該債権者は、吸収分割契約又は新設分割計画において会社分割後に分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、分割会社に対して、吸収分割の効力が生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日分割会社が有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるものとする（会社法第759条第2項等参照）。
- ② 当該債権者は、吸収分割契約又は新設分割計画において会社分割後に承継会社等に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるものとする（会社法第759条第3項等参照）。

(後注) -省略-

[意見] 試案に賛成する。

第3部 その他

第1 金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求

株式会社の株主は、他の株主が次に掲げる金融商品取引法上の規制に違反した場合において、その違反する事実が重大であるときは、当該他の株主に対し、当該株式会社の株主総会における議決権の行使をやめることを請求することができるものとする。

- ① 公開買付けを強制する規制のうち株券等所有割合が3分の1を超えることとなるような株券等の買付け等に関するもの（金融商品取引法第27条の2第1項第2号から第6号まで）
- ② 公開買付者に全部買付義務（応募株券等の全部について買付け等に係る受渡しその他の決済を行う義務）を課す規制（金融商品取引法第27条の13第4項）

（注1）乃至（注4）-省略-

[意見] 会社の支配権の帰趨にかかわる金融商品取引法上の重要な規制に違反した者による議決権行使を認めないようにすることができるという趣旨には賛成する。しかし、当該違反者に対して他の株主が差止を請求するという方式には疑義がある。なお、金融商品取引法上の規制に違反した者の議決権の差止を認めた結果、議決権を行使できる株主の有する議決権数が僅かしか存在しないこととなった場合の決議の効力に関して慎重な検討が必要であろう。

[理由] かかる規制に違反した者については、自動的に議決権の行使を認めないとした方が金融商品取引法の規制の効果も高まる。他の株主による差止の請求によるものとしたのでは、株主の多くは費用と手間を要する差止の請求には踏み切らないものと思われ、規制の実効性が低下するであろう。

第2 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由

株主名簿及び新株予約権原簿の閲覧等の請求の拒絶事由のうち、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。」（会社法第125条第3項第3号及び第252条第3項第3号）を削除するものとする。

（注）-省略-

[意見] 試案に賛成する。

[理由] 競業者等による請求であることを株主名簿の閲覧等の請求の拒絶事由とす

る会社法125条3項3号及び252条3項3号は立法の過誤であった。例えば、競業者が当該会社を傘下に納めることを企図している場合には、他の株主から株式を譲り受けるために株主名簿を閲覧して他の株主が誰かを知り、それによって譲受交渉に向けた接触が可能になるということも考えられる。そうした場合には、競業者には株主名簿の閲覧の請求に正当な理由を有しているといえるであろうし、閲覧を請求するニーズも高いといえる。株主名簿等の閲覧等によって競業者の取引先を推測できる可能性があり、そのことに起因する弊害を指摘する見解もあるが、もし、それが情報の濫用と目されるときには、当該情報の濫用を規制すべきであろう。

第3 その他

1 募集株式が譲渡制限株式会社である場合等の総数引受契約

募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合（会社法第205条）であって、当該募集株式が譲渡制限株式会社であるときは、株式会社は、株主総会の特別決議（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、当該契約の承認を受けなければならないものとする。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでないものとする。

（注）募集新株予約権を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合（会社法第244条第1項）であって、当該募集新株予約権が譲渡制限新株予約権であるとき等についても、同様の規律を設けるものとする。

[意見] 試案に賛成する。

2 監査役の監査の範囲に関する登記

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社について、当該定款の定めを登記事項に追加するものとする。

[意見] 試案に賛成する。

3 いわゆる人的分割における準備金の計上

吸収分割株式会社又は新設分割株式会社が吸収分割の効力が生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日に残余金の配当（配当財産が吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式又は持分のみであるものに限る。）をする場合には、会社法第445条第4項の規定による準備金の計上は要しないものとする。

[意見] 試案に賛成する。

4 発行可能株式総数に関する規律

- ① 新設合併等における設立株式会社（会社法第814条第1項）の設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができないものとする。ただし、設立株式会社が公開会社でない場合は、この限りでないものとする。
- ② 公開会社でない株式会社が定款の変更により公開会社となる場合には、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができないものとする。

[意見] 試案に賛成する。

以上